

★★★農家のみなさんへ★★★

記帳や記録の保存はされていますか？

平成12年分から、従来の農業所得標準が廃止されるため、総収入金額と必要経費についての記帳や領収書などの記録の保存が必要になります。



記録の保存は？

売上げに関して受け取った精算書、計算書、仕切書等や、必要経費についての領収書、請求書、納品書等を保存してください。

保存の方法は、その相手先ごとに個別の封筒に入れるなどし、区分けして日付順に整理しておくとう便利です。

また、収穫した農産物を自分の家で食べたり、親戚や知人にあげたりした場合には、その数量をノート等に記録しておいてください。

経費標準を使う人は？

平成12年分の農業所得から、従来の所得標準に変わり経費標準が使えるようになりますが、この経費標準を使う場合にも総収入金額や標準外経費については、同じように記帳や記録の保存が必要になります。

なお、収支計算をされていた方は、従来どおりの計算方法で申告してください。

平成12年分以降の農業所得の計算方法

- | | | | | | | |
|---|------|-------|---|------------|---|--------------|
| ① | 収支計算 | 総収入金額 | － | 必要経費 | = | 所得金額 |
| ② | 経費標準 | 総収入金額 | － | 経費標準額×作付面積 | － | 標準外経費 = 所得金額 |



平成12年分以降の農業所得の計算は、①か②の方法で行うこととなりますが、できるだけ①の収支計算を使用してください。

詳しいことは、役場税務課にお尋ねください。

Tel 82-8804-8805